

六会市民センター再整備事業 認証評価書の内容

平成 28 年 3 月 22 日付けで交付した認証評価書の内容は、以下のとおりです。

1 事業の概要

事業の名称	六会市民センター再整備事業
事業の実施者	藤沢市
事業の実施区域	藤沢市亀井野 4 丁目 8-1、8-2、8-3
事業の規模	延べ面積 2,982.61 m ² (既存延べ面積 1,154.92 m ²)

2 環境共生の取組の評価結果

代表指標	取組の評価結果
緑化率	24.1%
エネルギー削減率	34.6%
CO ₂ 削減率	25.0%

個別指標	取組項目数	目標項目数
目標 1	8	4
目標 2	8	8
目標 3	3	2
目標 4	4	3

3 環境共生の取組の継続・維持管理方針

本認証評価書に掲げる環境共生の取組については、「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」の趣旨を踏まえ、適正に継続・維持管理が図られるよう努めるものとする。

また、本事業により整備する施設等を譲渡などにより第三者へ承継する場合、承継する者に対し、本認証評価書に基づく環境共生の取組を可能な限り継続していくよう通知するとともに、速やかに県に対して申し出るものとする。

4 環境共生の取組の実施内容

【目標1】自然が有する機能・魅力を生かした都市づくり

分野	実施項目（個別指標）	実施内容
土地	大幅な土地形状の変更を抑制する	・既存の土地形状を生かし、大幅な土地形状の変更は行わない。
	地域の風の流れに配慮した土地利用及び建物配置とする	・建築物の高さ・形状、建築物間の隣棟間隔を工夫することで、風下となる地域への風通しに配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する。
	既存の樹林地、草地、水面、農地等を保全する	・南西側道路沿いの緑地やエントランス付近のケヤキの大木など、既存緑地の保存に努める。
みどり	気候緩和のための計画的な緑地を配置する	・建物の南側に落葉樹を植樹することで、夏季は日射を防ぎ、冬季には日射を確保する。
	地域・地区の特性、生態系に配慮した緑地を整備する	・地域の特性に適した樹木であるハナミズキ、シラカシ等を植樹する。
	道路との敷地境界に生垣や緑地緩衝帯などを整備する	・敷地境界に、緑地緩衝帯となる高木・中木・低木を組み合わせた立体的な緑地を整備する。
	シンボリックな大径木を保全する	・既存のケヤキの大木を、シンボルツリーとして保存する。
	緑とふれあえる場を整備する	・皆が利用するエントランスやロビー付近に緑地を配置し、利用者が身近に緑とふれあえる計画とする。

【目標2】環境への負荷を低減する都市づくり

分野	実施項目（個別指標）	実施内容
水	雨水の地下浸透能力を強化する	・建物周囲の歩道の一部を透水性舗装とし、雨水浸透の促進を図る。
	上水道の節水設備を導入する	・自動水洗、節水コマ、節水型便器の導入により、水の省資源化を図る。
	雨水利用を目的とした、雨水貯留施設を導入する	・地下ピットに雨水を貯留し、トイレの洗浄用及び散水用として利用する。
エネルギー	省エネ型の照明、空調換気、給湯設備及び動力設備を導入する	・LED照明を採用するほか、高効率の空調設備機器や全熱交換器を採用してエネルギー使用量の抑制を図る。
	太陽光や風力発電などの再生可能エネルギーを利用する	・屋上に定格出力11kWの太陽光発電設備を設置する。
資源循環	設備の維持管理対策・更新性等の措置を講じる	・執務室等はOAフロアを採用し、将来の可変性に配慮する。
	建築物、外構等にリサイクル材を使用する	・床下地材として、リサイクル資材のパーティクルボードを使用する。
	建築物を木造化・木質化する	・市民センターのバルコニーに再生木デッキを使用するとともに、図書室の床に桐フローリングを使用するなど、内外装の木質化に取り組む。

【目標3】環境とのバランスのとれた交通計画による都市づくり

分野	実施項目（個別指標）	実施内容
交通	施設の整備規模に応じた駐・停車、駐輪スペースを確保する	・利用者のための適切な量の駐車、駐輪スペースを確保するとともに、管理用車両や荷捌き用車両の駐車スペースを確保する。
	自転車・歩行者空間を整備する	・敷地南側の利用者入口からエントランスに至るまで自動車交通と分離された安全な歩行者空間を確保するとともに、敷地北側からのアプローチとして、歩行者専用の敷地内通路を整備する。
	公共交通への近接性を確保する	・事業実施箇所は、最寄駅から徒歩約7分の場所に位置している。

【目標4】地域アメニティを創出する都市づくり

分野	実施項目（個別指標）	実施内容
地域アメニティ	地域に開かれたコミュニティスペースやサービス拠点などを整備する	・地域に開かれたコミュニティスペースやサービス拠点として、図書室や子育て支援センターなどを整備する。
	災害時に利用出来るような施設を適切に配置する	・災害時における福祉避難所として指定されている。
	利用者が安心して過ごせるよう、地域の防災・防犯対策に係る取組を実施する	・災害対策として飲料水や食料などの備蓄倉庫を設置する。
	高齢者、障害者等に配慮した建築物、歩行空間等を整備する	・傾斜路や階段に手すりを設けるとともに、車いす使用者が円滑に利用できる構造のエレベーターを設置するほか、各階にみんなのトイレを設けるなど、高齢者や障害者等、誰もが使いやすいユニバーサルデザインとする。